

民事訴訟法

【平成23年】

- 被告側の死者名義訴訟
 - ・当事者の確定基準
 - ・訴訟承継の可否
 - ・控訴の適法性

【平成24年】

- 訴訟行為
 - ・相殺の抗弁の審理判断の順序
- 金銭債権の数量的一部請求を棄却した確定判決の残部請求に対する拘束力
 - ・既判力（最判 H10.6.12・百 75）
 - ・争点効
 - ・信義則

【平成25年】

- 債務者による債権者代位訴訟への参加
 - ・独立当事者参加（権利主張参加）
 - ・債権者代位訴訟において裁判所が被保全債権は存在しないと判断した場合に言い渡すべき判決
 - ・債権者代位訴訟における請求棄却判決の既判力は債務者に拡張されるか
 - >後訴の受訴裁判所が被保全債権が存在していたと判断した場合
 - >後訴の受訴裁判所が被保全債権が存在していなかったと判断した場合
- 他の債権者による債権者代位訴訟への参加
 - ・独立当事者参加（権利主張参加）
 - ・共同訴訟参加

【平成26年】

- 裁判上の自白
 - ・裁判上の自白の成否
 - ・撤回禁止効
- 共同訴訟
 - ・明文なき訴えの主観的追加的併合の可否（最判 S62.7.17・百 91）
- 訴訟参加
 - ・義務承継人による訴訟参加
 - ・訴訟状態帰属効（訴訟状態承認義務）
 - ・必要的共同訴訟の審判に関する規律の準用

【平成27年】

- 同一事故による生じた同一の身体的傷害を理由とする財産的損害と精神的損害の賠償を請求した場合における損害費目間での請求逸脱認定

- ・旧訴訟物理論
- ・財産的損害の賠償請求権と精神的損害の賠償請求権の訴訟物としての一個性（最判 S48.4.5・百 69）

○金銭債権の数量的一部請求

- ・一部請求の可否（最判 S32.6.7・百 76）
- ・一部請求における過失相殺の方法（最判 H10.6.12・百 75）

【平成 28 年】

○弁論主義第 1 テーゼ

- ・代物弁済→買戻し→譲渡担保（最判 S41.4.12・百 A14）

○釈明権

- ・法的観点指摘義務

○既判力

- ・口頭弁論終結後の承継人（115 条 1 項 3 号）

【平成 29 年】

○将来の給付の訴え

- ・将来の給付の訴えの利益（最判 S56.12.16・百 20）

○既判力

- ・相殺の抗弁が認められた場合における既判力の生じ方

【平成 30 年】

○共同訴訟

- ・通常共同訴訟の成否
- ・同時審判申出共同訴訟の成否
- ・訴えの主観的予備的併合の可否（最判 S43.3.8・百 A28）

○訴訟告知

- ・補助参加の利益
- ・参加的効力の客観的範囲

○口頭弁論の実施

- ・裁判所の弁論を分離する裁量が制限される場合（最判 S56.9.24・百 39 参照）

【令和 1 年】

○原告側の死者名義訴訟

- ・訴訟承継の可否

○既判力

- ・仮装登記名義人に対する既判力の拡張（115 条 1 項 4 号類推適用、大阪高判 S46.4.8・百 A26）

○共同訴訟

- ・共同所有関係における通常共同訴訟と固有必要的共同訴訟の区別
> 売主の共同相続人に対する売買契約に基づく所有権移転登記請求（最判 S46.10.7：共同相続

人に対する共有権に基づく所有権移転登記請求を固有必要的共同訴訟であると解した判例

【令和2年】

○債務の一部不存在確認訴訟

- ・訴訟物理論
- ・債務の上限を示さないでする一債務の一部不存在確認訴訟における請求の特定（最判 S40.9.17・百 71）
- ・債務の一部不存在確認訴訟における訴訟物
- ・同一事故により生じた同一の身体的傷害を理由とする財産的損害の賠償請求権と精神的損害の賠償請求権における訴訟物の一個性（最判 S48.4.5・百 69）
- ・債務不存在確認訴訟の係属中に給付訴訟が提起された場合
 - >重複起訴の禁止
 - >債務不存在確認訴訟の帰趨（最判 H16.3.26・百 26）

○金銭債権の数量的一部請求

- ・一部請求の可否（最判 S32.6.7・百 76）

○基準時後の悪化した後遺症に係る損害賠償請求の可否

- ・金銭債権の数量的一部請求に対する棄却判決確定後の残部請求に関する判例（最判 H10.6.12・百 75）
- ・基準時後の悪化した後遺症に係る損害賠償請求を認めた判例（最判 S42.7.18・百 77）

【令和3年】

○他の債権者による債権者代位訴訟への参加

- ・共同訴訟参加
- ・独立当事者参加（権利主張参加）

○他の債権者が別訴として債権者代位訴訟を提起した場合

- ・債権者代位訴訟における判決の既判力は他の債権者が別訴として提起した債権者代位訴訟において当該他の債権者にも拡張されるか

【令和4年】

○権利能力のない社団が原告となって提起する総有権確認訴訟

- ・権利能力のない社団の当事者能力
- ・総有権確認訴訟における権利能力のない社団の当事者適格（最判 H6.5.31・百 10）

○権利能力のない社団の構成員らが原告となって提起する総有権確認訴訟

- ・共同所有関係における通常共同訴訟と固有必要的共同訴訟の区別（最判 S41.11.25）
- ・固有必要的共同訴訟である総有権確認訴訟の提訴に反対している一部の構成員を被告に加えることの可否（最判 H20.7.17・百 92）

○権利能力のない社団が原告となって提起した総有権確認訴訟と、総有権確認訴訟の被告が権利能力のない社団を被告として提起する所有権に基づく土地明渡請求訴訟の関係

- ・重複起訴の禁止（後行訴訟が先行訴訟の係属中に別訴として提起された場合）
- ・既判力の作用（後行訴訟が先行訴訟の棄却判決確定後に提起された場合）

【令和5年】

○訴えの変更

- ・訴えの交換的変更の法的性質（最判 S32.2.28・百 33）

○訴えの取下げ

- ・再訴禁止効が生じる「同一の訴え」の意義（最判 S52.7.19・百 A29）

○訴訟上の和解

- ・和解調書についての既判力の有無・範囲（最判 S33.6.14・百 93）
- ・和解無効の主張方法

【令和6年】

○時機に後れた攻撃防御方法の却下

- ・相殺の抗弁
- ・弁論準備手続終結後の新たな主張

○訴訟告知に基づく参加効力

- ・参加効力の性質（最判 S45.10.22・百 98）
- ・参加効力の客観的範囲（最判 H14.1.22・百 99）

【令和7年】

○文書提出命令

- ・自己利用文書（最決 H11.11.12・百 66）
 - >銀行の貸出稟議書（最決 H11.11.12・百 66）
 - >銀行の自己査定資料（最決 H19.11.30・H19 重判 5）

○相殺の抗弁

- ・本訴が明示的一部請求である場合において、反訴において本訴で請求していない残部債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張すること
 - >最判 H10.6.30・百 36
- ・本訴が明示的一部請求である場合において、反訴において本訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張すること
 - >最判 H18.4.14
 - >最判 R2.9.11・百 35②